

民 事 訴 訟 法 I

(Civil Procedure I)

1 学期 水曜 7・8 時限／集中

授業時間：75 分×30 回

単 位 数：3 単位

履修年次：1 年次

担当教員：佐野裕志

研 究 室：

授業の到達目標：

私人間の法的紛争の解決制度である民事訴訟手続について、民事司法全体の中における機能を把握した上で、判決手続の基礎的な理解とこれに基づく問題解決の考え方を修得することを目的とする。

講義概要：

本講義は、民事訴訟（判決手続）の基本的な構造および原理を修得することを目的としている。また、これを踏まえて、手続問題について判例に即して考える能力を養うことも必要であるため、判例の理解と分析にも重点を置くものである。

次年度以降の民事手続法科目における基礎を学ぶとともに、訴訟法上のさまざまな問題に対応できる応用能力を備えるために、具体的な問題を組上に載せて質疑応答形式を取り入れた講義を行う。

評価方法：

期末試験 60 パーセント、小テスト 20 パーセント、平常点 20 パーセントとして総合評価を行う。

教 科 書：

① 中野貞一郎『民事裁判入門 [第 3 版]』（有斐閣 平成 22 年）

② 別冊ジュリスト『民事訴訟法判例百選 [第 4 版]』（有斐閣 平成 22 年）

＊ 講義には上記 2 冊の他、必ず六法を持参すること。基本法についても毎年改正がなされているため、最新の六法を利用すること。

参考図書や学習のポイントなどについては、第 1 回講義の際に詳しく説明する。

授業計画：

第 1 回 民事訴訟の重要性

民事訴訟制度の目的と機能を中心に、民事訴訟法はなぜ重要か、法と権利・訴訟の関係、民事訴訟目的論と訴権論、民事訴訟法の展開（改正の経緯）などを説明し、学習上の心得・ポイントを説明する。また参考書等の説明も併せて行う。

第2回 民事紛争解決制度と憲法

裁判を受ける権利と民事裁判手続について、強制調停違憲決定（最判昭和 35 年 7 月 6 日民集 14 巻 9 号 1657 頁）を手がかりに検討する。訴訟と非訟の区別、一般条項化の限界と効果を、憲法による手続上の保障の内容を検討しながら理解する。そして、公開原則の意味、手続保障の中身と事件の内容、事件と手続の対応関係を確認する。非訟事件手続を確認しながら、そこでの手続保障のあり方を検討し、さらに民事訴訟における手続保障の意味を理解する。

第3回 紛争と訴訟 — 訴えの利益

訴訟 3 類型と訴えの利益を中心に、紛争と訴訟の親和性という観点から訴えの利益を理解する。まず「訴えの利益」概念を確認し、主体面と客対面の二側面があることを確認する。また訴えの利益は誰の利益か、そして訴えの利益が果たしてきた役割と今後果たすべき役割を検討する。

第4回 訴えの利益の具体的発現

訴えの利益が実際の訴訟でどのように発現してくるかを給付訴訟・確認訴訟・形成訴訟の訴訟 3 類型に照らして検討する。ここでは、行政訴訟での問題、将来の給付の訴え、過去の法律関係の確認などについて検討する。

第5回 訴えの利益の機能

訴えの利益が実際の訴訟で果たしている役割について、事実の確認についての証書真否確認の訴え、消極的確認訴訟などを通じて検討する。また形成訴訟における訴えの利益についても検討し、訴権の濫用や、請求棄却判決との関係、時的限界などの問題も理解する。

第6回 紛争の訴訟法的構成

訴え・訴訟上の請求・訴訟物の関係を確認し、訴訟上の請求の特定と同一性の判定、請求の特定の実際と理論上の問題点を理解する。次に、請求の同一性をめぐる議論—いわゆる訴訟物論—を確認し、この議論の背景にあるものを理解するとともに、解決の方向性を考える。

第7回 各訴訟類型における請求の同一性の検討

訴訟物をめぐる議論を各種の具体的な訴訟類型について検討する。一部請求の場合の訴訟物の考え方、試験訴訟（テスト・ケース）、後遺症による追加請求および消極的確認訴訟の訴訟物の考え方など、実務上しばしば問題となる事例を理解する。

第8回 複数の請求を有する訴訟

複雑訴訟形態と呼ばれる訴訟類型のなかで、審判対象が複数ある訴訟形態を理解する。原始的複合請求訴訟（＝訴え提起時から併合されている類型）と後発的複合請求訴訟（＝訴訟開始後に請求が複数となる場合）を中心に検討する。訴えの併合の他、訴えの変更と反訴、その特殊形態である中間確認の訴えについては、実際の裁判例に基づき、要件と効果を確認する。また、関連裁判籍をはじめとする管轄及び当事者の欠席についても併せて学習する。

第9回 審理の基本構造（1） 一処分権主義

訴訟審理の諸原則を、訴訟における当事者と裁判所の役割という観点から理解する。手続面は裁判所が主導権を持ち、内容面は当事者が主導権を持つことを確認する。そして内容面についての当事者主義である処分権主義と弁論主義のそれぞれが持つ役割について理解する。ここでは処分権主義を中心に学習するとともに弁論主義の概略を理解する。なお、処分権主義のうち、自主的な訴訟の終了については、第25回で学習する。

第10回 審理の基本構造（2） 一弁論主義と主張責任

弁論主義の3つの原則の内容を理解する。そして、その適用領域について、要件事実・主要事実・間接事実との関係を理解する。その上で、主張責任についての実際の裁判例を検討し、弁論主義の内容を修正（調整）する裁判所の釈明権、さらに弁論主義の今後の動向についても理解する。

第11回 主張に対する対応、事実の認定と証拠

積極否認と抗弁の区別、自白をめぐる議論を検討した上で、法定証拠主義に対する自由心証主義の意義とその限界を確認し、証明責任の意義を理解する。証拠をめぐる民事訴訟法の規定の概略を理解する。

第12回 証拠と証明（1） 一証明責任

証拠調べの結果と弁論の全趣旨を斟酌しても、なお事実の存否が不明な場合（真偽不明の場合）に、裁判を可能とするための方法である証明責任について理解し、その証明責任の分配をめぐる判例・学説の展開を確認する。

第13回 証拠と証明（2） 一立証の困難さの軽減

第12回で学習した証明責任の分配は一律的な規定であり、このような一律的な証明責任の分配から生じる問題と、その解決策である証明の負担の軽減を、法律上の推定・暫定真実・事実上の推定・一応の推定・表見証明などを例にとって検討する。その後、証拠に関する新しい問題であり、実際の裁判例でも問題となっている証拠提出責任や事案解明義務などを検討する。

第14回 紛争の主体と訴訟の主体 一当事者は誰なのか、誰が当事者になれるのか

当事者とは何か、当事者とは誰かを検討する。形式的当事者概念が通説となった理由を明らかにし、当事者の確定について、諸学説と実際の裁判例を検討しながら、実務上生じる問題と解決方法を検討する。そして、当事者能力、訴訟能力及び当事者適格について、それぞれの意味とその違いを理解する。法人でない社団・財団の当事者能力と、それが認められた場合に生じる実体法上の問題を理解する。

第15回 当事者適格 一誰が当事者になるのが正しいのか

特定の訴訟で原告・被告となるべき者は誰かを訴えの利益論との関連で理解する。権利義務の主体と並んであるいは代わって第三者が訴訟追行をなす訴訟担当を検討し、法定訴訟担当・任意的訴訟担当のそれぞれを実際の裁判例を通じて理解し、任意的訴訟担当の一般的許容制を検討する。

第16回 共同訴訟（１） ー共同訴訟の発生と合一確定訴訟（必要的共同訴訟）

多数当事者紛争の訴訟による解決方法として、多数当事者が訴訟へ関与する方法と判決効を拡張していく方法の二つがあることを理解し、まず前者の方法を学習する。多数者が原告あるいは被告となる場合の要件を検討し、合一確定訴訟（必要的共同訴訟）について、実務上大きな問題となっている共同所有関係をめぐる訴訟を取り上げて検討する。

第17回 共同訴訟（２） ー通常共同訴訟、主観的予備的併合と同時審判の申出のある共同訴訟

通常共同訴訟について、共同訴訟人独立の原則の持つ意味を明確にし、共同訴訟人間の証拠共通とはどのような規律であるのか、その根拠と問題点を検討する。その後、主張共通が認められるのかどうか、認められないとするならばどのような対応が可能かを検討する。最後に、共同訴訟の特殊形態である主観的予備的併合の問題点と、現行法により導入された同時審判の申出のある共同訴訟による解決を理解する。

第18回 第三者の訴訟参加（１） ー補助参加と訴訟告知 （小テストを予定）

訴訟参加制度を概観した後、補助参加制度と訴訟告知制度を検討する。補助参加人が従たる当事者と呼ばれる理由を理解し、実際の訴訟で、その従属的地位と独立的地位の調整がどのようになされているのかを理解する。そして、訴訟外の第三者へ訴訟を告知した結果、被告知者に生じる効力について、実際の裁判例をもとに検討する。

（第15回までの学習内容について小テストを実施する予定。）

第19回 第三者の訴訟参加（２） ー共同訴訟参加と独立当事者参加

当事者として他人間の訴訟に参加していく共同訴訟参加と独立当事者参加を検討する。独立当事者参加は、原告・被告からは独立した当事者としての地位で他人間の訴訟に介入していく制度であるが、二当事者対立構造では理解しにくい面がたくさんあるので、裁判例などをもとに具体的に検討する。

第20回 当事者の交替（訴訟承継と任意的当事者変更）

訴訟係属中に当事者の変更（交替）があった場合の規律（訴訟承継）と、明文の規定はないが解釈上従来から認められてきている任意的当事者変更を検討する。訴訟承継については、当然承継と特定承継（参加承継と引受承継）について学習する。

第21回 判決の成立と効力・作用

裁判の種類である「判決」「決定」「命令」の区別を理解する。その上で、判決の成立と判決の

種類を確認する。判決効の中心である既判力について、積極的作用（拘束力）と消極的作用（一事不再理）の二つの作用が何故問題になるのかを、既判力の基準時（標準時）との関係で理解する。

第22回 既判力の客観的範囲

既判力の客観的範囲について、理由中の判断の拘束力の問題を検討しながら、既判力の発生する根拠も併せて学習する。その上で、既判力による遮断の範囲を理解し、基準時後の損害の拡大の場合と関連させながら、訴訟物概念が訴訟で持つ意味をあらためて検証する。判決理由中の判断の拘束力については、判例が争点効を否定する一方で、様々な理由をつけて理由中の判断にも一定の拘束力を認めている場合を検討しながら、その根拠を理解する。

第23回 既判力の主観的範囲、執行力とその主観的範囲

ここでは既判力の及ぶ主観的な範囲とその拡張を検討する。既判力が拡張されるのはどのような場合であるかをまず理解し、口頭弁論終結後の承継人への拡張を、「承継」概念を検討しながら学習する。次いで、執行力とその主観的範囲について検討し、既判力拡張と執行力拡張が異なるメカニズムを有することを理解する。

第24回 形成力、判決の実体法的効力

判決の形成力を確認し、その後、人事訴訟や会社訴訟における対世効などを検討することにより、手続権の保障・当事者適格などと密接な関係を持つ問題であることを再確認する。次に、判決の存在が当事者と一定の実体法上の関係のある第三者に、反射的に有利あるいは不利に影響をもたらす反射効（反射的効力）を検討する。

第25回 自主的な訴訟終了と訴訟契約

実際の裁判では当事者の意思によって訴訟が終了する場合は判決より多く、自主的な訴訟終了には理論的にも実務的にも多くの問題があるので、実例を参照にしながら問題点を明らかにする。また実例の多い訴え取下げの合意を例にとって訴訟契約について学習する。

第26回 裁判所・管轄・移送、裁判権と国際裁判管轄、裁判官と代理人・代表（表見法理を含む）

前回までで第一審手続について重要な問題の学習を終えるので、ここでは残された点について、第一審手続を振り返りながら学習する。

(1) 最初に、裁判所の種類と管轄について、事物管轄・土地管轄・併合管轄・合意管轄・応訴管轄・管轄の調査・移送などを学習する。その後、裁判権の意味と国際裁判管轄についての判例の立場と最近の立法について理解する。

(2) 続いて、裁判官の除斥・忌避・回避制度を理解し、訴訟代理について、法定代理人と代表者を学習するが、表見法理についてもここで理解する。ついで、公法上の代理・代表と指定代理人制度、任意代理人、さらに法令による訴訟代理人、特に支配人制度が持つ問題点を学習する。

第 27 回 上訴（１）－上訴制度・控訴

上訴制度のあり方について検討した後、判決に対する第 1 回目の上訴である控訴を取り上げ、控訴の利益・控訴不可分の原則・附帯控訴について、実例を検討しながら学習する。また控訴審判決についての原則である利益変更禁止・不利益変更禁止について学習する。

第 28 回 上訴（２）－上告・抗告

前回に引き続き、法律審への上訴である上告、決定・命令に対する不服申し立て方法である抗告について学習する。

第 29 回 非常救済手段 ー再審など

非常救済手段である再審・準再審及び特別上告・特別抗告について学習する。

第 30 回 略式訴訟手続、訴訟費用・訴訟救助

手形・小切手のための簡易訴訟制度である手形・小切手訴訟を検討した後、簡易裁判所での手続の特則を説明し、少額裁判と支払督促について、具体的な手続の展開を念頭に置いて理解する。